

令和 5 年 5 月 5 日 危機管理監室危機対策課

令和5年石川県能登地方を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について

令和5年石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり2市1町に災害救助法の適用を決定 しました。

記

- 1 災害救助法の適用について
 - (1)災害救助法適用市町村 輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町
 - (2)法適用日 5月5日
 - (3)被害の状況等

石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

(4) 備考

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2 これまでにとられた措置

避難所の設置等

(お問合せ先)

石川県危機管理監室危機対策課

電話:076-225-1480

内線: 4280